

○「県民の期待と信頼に応える力強い警察推進委員会」の設置について

平成25年10月15日務甲達第86号、
監甲達第68号、生企甲達第116号、
刑企甲達第96号、交企甲達第86号、
公甲達第72号
石川県警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成24年6月8日付け監甲達第29号ほか「「警察改革の精神」の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会」の設置について（通達）」
- 対号2 平成24年8月9日付け監甲達第36号「「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について（通達）」
- 対号3 平成24年11月5日付け監甲達第49号ほか「「非違事案防止対策委員会」の設置について（通達）」

現在、対号1、2及び3に基づき、県警察を挙げて、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」（以下「警察改革関係施策」という。）を推進しているところであるが、これにより非違事案を防止して業務を適正に遂行することはもとより、日々発生する犯罪の被害防止・検挙に努め、治安上の脅威に迅速かつ的確に対処する積極的な警察活動を展開して初めて、警察が県民から負託された責務を全うすることができる。

そのためには、高い規律と士気を有する警察組織を確立するとともに、第一線警察機能を最大限に発揮するための環境を整え、「国民の期待と信頼に応える強い警察」を確立しなければならないことから、今般、警察庁に「国民の期待と信頼に応える強い警察推進室」が設置されたところである。

そこで、本県警察においても、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」の確立に向けて、警察改革関係施策を推進するとともに、積極的かつ合理的な組織運営を推進するため、対号1及び3の任務を引き継ぎ、発展させた見出し委員会を下記のとおり設置することとしたので、実効ある運用に万全を期されたい。

なお、対号1及び3は廃止する。

記

1 構成

別表1のとおり。

2 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

- (2) 委員会に「県民の期待と信頼に応える力強い警察推進幹事会」（以下「幹事会」という。）を置き、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 幹事会に「県民の期待と信頼に応える力強い警察ワーキンググループ」及び「非違事案対策高度化ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を置き、別表３に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 幹事会及びワーキンググループは、施策の企画立案、推進方策等について検討する。
- (5) この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

3 事務局

警務部警務課に置く。

ただし、非違事案対策高度化ワーキンググループの庶務は、警務部監察課が処理する。

別表1

県民の期待と信頼に応える力強い警察推進委員会				
委員長	本部長			
副委員長	警務部長			
委員	生活安全部長	刑事部長	交通部長	警備部長
	情報通信部長	首席監察官	警察学校長	警務部首席参事官
	その他委員長が指名する者			

別表2

県民の期待と信頼に応える力強い警察推進幹事会				
幹事長	警務部長			
副幹事長	首席監察官			
幹事	警務部首席参事官	総務課長	警務課長	人材育成課長
	県民支援相談課長	監察課長	生活安全企画課長	地域課長
	刑事企画課長	交通企画課長	公安課長	通信庶務課長
	警察学校副校長	警務課企画室長		
	その他幹事長が指名する者			

別表3

ワーキンググループ	県民の期待と信頼に応える力強い警察推進ワーキンググループ		非違事案対策高度化ワーキンググループ
リーダー	警務課長		監察課長
サブリーダー	警務課企画室長		監察課監察官
メンバー	総務課広報補佐	監察課課長補佐	警務課次席
	警務課企画第一補佐	生活安全企画課企画補佐	生活安全企画課次席
	警務課企画第二補佐	地域課企画補佐	地域課次席
	警務課人事補佐	刑事企画課企画補佐	刑事企画課次席
	人材育成課教養企画補佐	交通企画課企画補佐	交通企画課次席
	県民支援相談課警察安全相談補佐	公安課企画補佐	公安課次席
	県民支援相談課文書管理補佐	警察学校主任教官	その他リーダーが指名する者
	会計課予算補佐		
その他リーダーが指名する者			